

川崎市におけるアスベスト対策 (H17.9.30現在)

市では、アスベスト問題による環境汚染、健康不安などの様々な問題に対し、今後、総合的な対策を推進します。

川崎市アスベスト対策推進協議会 (S63.5.24設置)

アスベスト対策の適切かつ円滑な推進を図ることを目的に設置

川崎市アスベスト対策会議 (H17.8.8設置)

アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対し、全庁的に連携した対策を推進するため、東山副市長を座長とする対策会議を設置し、同時に「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止した。

第1回 (8/11)

(1) 対策会議の設置、(2) アスベスト問題に関する現況と対策経過、(3) 各部会の役割分担、今後の進め方について、(4) 川崎市におけるアスベスト相談窓口について

環境対策部会

【主な役割】

現状把握、行政指導

【取組内容】

- (1) アスベスト飛散防止に関する
こと
- ① 製品加工工場等に対する指導等
 - ② 解体工事等に対する指導
 - ③ 廃棄物処理業者への指導等
 - ④ 一般環境大気中の濃度調査
- (2) 民間建築物の実態調査
- ① 建築物の吹付けアスベスト使用実態調査

健康対策部会

【主な役割】

健康不安に対する相談・
検診、医療相談

【取組内容】

- (1) 健康に関する情報収集及び健康相談体制の検討
- (2) 健康不安に関する対応の検討

施設管理部会

【主な役割】

市所有施設のアスベスト対策

【取組内容】

- (1) 建築物等におけるアスベスト調査(H8以前に竣工した全ての市有施設)

★調査スケジュール

- ① 各局施設管理者による全施設の目視調査
- ② 建築技術者等による調査
- ③ 分析調査による確認
- ④ 調査報告書提出

◆ 相談窓口設置

市民の不安・質問に対応するため、相談窓口を設置

◆ 情報提供

- ① ホームページの掲載
- ② 市政だより(9月1・21日号)への掲載
・健康相談、健康診査
- ③ 広報誌「環境情報」(9月1日号)への掲載
相談窓口案内
- ④ チラシ配布
・各区役所、出張所、図書館、市民館など、69箇所
- ⑤ Q&Aの作成・閲覧

◆ 国への要望

- ・指定都市市長会を通じた緊急要望



※「アスベスト」とは？

アスベストは、ギリシヤ語で「永久不滅」を意味する天然に産する繊維状けい酸塩鉱物です。耐熱、耐磨耗性であるため、ボイラー暖房パイプの被膜、建材など多くの製品に使用されてきましたが、現在では原則として製造等が禁止されています。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散り、吸い込むことによる中皮腫や肺がん等の発病が問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。